

評価専門調査会について（案）

〔平成 15 年 8 月 8 日〕
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定

- 1 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令（平成 12 年政令第 555 号）第 2 条の規定に基づき、e-Japan 戦略Ⅱに関する政府の取組状況の評価等を行うため、評価専門調査会（以下「専門調査会」という。）を置く。
- 2 専門調査会の委員は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し優れた見識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命（当該委員が高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部員の場合にあっては、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長が指名）する。
- 3 専門調査会の座長は、委員の互選による。
- 4 専門調査会は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。
- 5 専門調査会の庶務は、総務省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 6 前各項に掲げるもののほか、専門調査会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。